

進路ジャーナル



青森県立森田養護学校
進路指導部 No.10-1
発行日 R8. 1. 30.

令和7年10月より、就労選択支援事業が始まりました。第3回参観日の進路講話でも取り上げましたが、今月号と来月号では、就労選択支援事業について紹介します。

就労選択支援事業について

就労選択支援事業とは、障がいのある方が適切な就労選択を行うための、障がい福祉サービスです。

目的

働く力と意欲のある障がい者に対して、本人が自分の働き方を考えることをサポートとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

引用元：厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」

つまり、就労選択支援を通じ、障がい者本人が、障がい特性など自己理解を促進するとともに、就労に関する能力を客観的に把握し、就労に必要な支援や配慮を明確化します。これにより、本人が働き方や進路を適切に選べるようにすることを目的としています。

また、卒業後、就労継続支援B型や就労継続支援A型を利用し、就労に関する知識や能力が向上した場合には、就労移行支援事業所の利用や一般就労などへの機会を提供することも目的としており、卒業後のステップアップにつながります。

就労選択支援の背景

これまで障がい者の就労支援は、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」などの制度によって支えられてきましたが、

「どのサービスを利用したら良いのか分からぬ」

「B型に通い始めたが、思っていた支援と違った」などの声が聞かれました。

これまでの仕組みでは、行きたい事業所を探して、見学をしたり、実習をしたりして、利用する事業所を決めていました。ですが実際に事業所に通い始めてから、ミスマッチが生じるケースも見られました。また、いったんB型を利用し始めると、ずっとB型に留まってしまいやすく、A型や就労移行支援、一般就労など、他のサービスを検討する機会が少なくなることも課題でした。

そこで、「就労選択支援」という制度を入れることにより、

- ・自分の興味や強みを見つける
- ・働くまでの課題を整理する
- ・自分に合う職場や支援形態を知る



といったプロセスを挟むことで、本人が自分に合った働き方を主体的に選ぶことを支援する仕組みが作られました。

就労選択支援の利用対象者

就労選択支援の対象者は、「就労意欲はあるが、どの支援を利用する必要があるか判断できない人」や「長期ブランクや体調の変動があって就労準備が必要な人」となっています。具体的には、下記のいずれかが利用対象者となります。

- ・就労移行支援か就労継続支援を利用したいと考えている方（※特に高等部3年生）
- ・今現在就労移行支援か就労継続支援を利用している方
- ・特別支援学校等の在学者（高等部1～3年生）
- ・新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある方（令和9年4月以降）
- ・就労経験がある方、50歳に達している方、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある方（希望に応じて）
- ・既に就労移行支援または就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある方（希望に応じて）

サービス類型	新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者	
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者） ・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	令和7年10月から原則利用 希望に応じて利用	希望に応じて利用
	就労継続支援A型	令和9年4月から原則利用	
就労移行支援	希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者	

※既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

これまでの就労アセスメントは、高等部3年生になってから行ってきました。新たに始まった、就労選択支援では、特別支援学校等に在籍する生徒に対して、より効果的な就労選択ができるよう、アセスメントを行うことになりました。高等部1年生から利用可能であり、また、在学中に複数回実施することも可能となりました。

つまり、高等部卒業後の進路選択へ向けて、高等部1年生の段階から、計画的に就労選択支援を受け、より適切な進路選択へとつなげていくことになります。

次号では、より具体的な内容について、ご紹介します。

